

本局会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



本局会場では、**司法書士と土地家屋調査士**による相談会を開催します。遺産の相続や相続登記の手続（司法書士）、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい（土地家屋調査士）といった相談をすることができます。

注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

【場 所】

九段第2合同庁舎（12階会議室）
（東京都千代田区九段南1-1-15）

※11月は、同庁舎の10階共用会議室で行います。

【開催日程】午後1時から午後4時まで

令和8年 11月18日(水)、12月16日(水)

令和9年 1月20日(水)、3月17日(水)

※受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

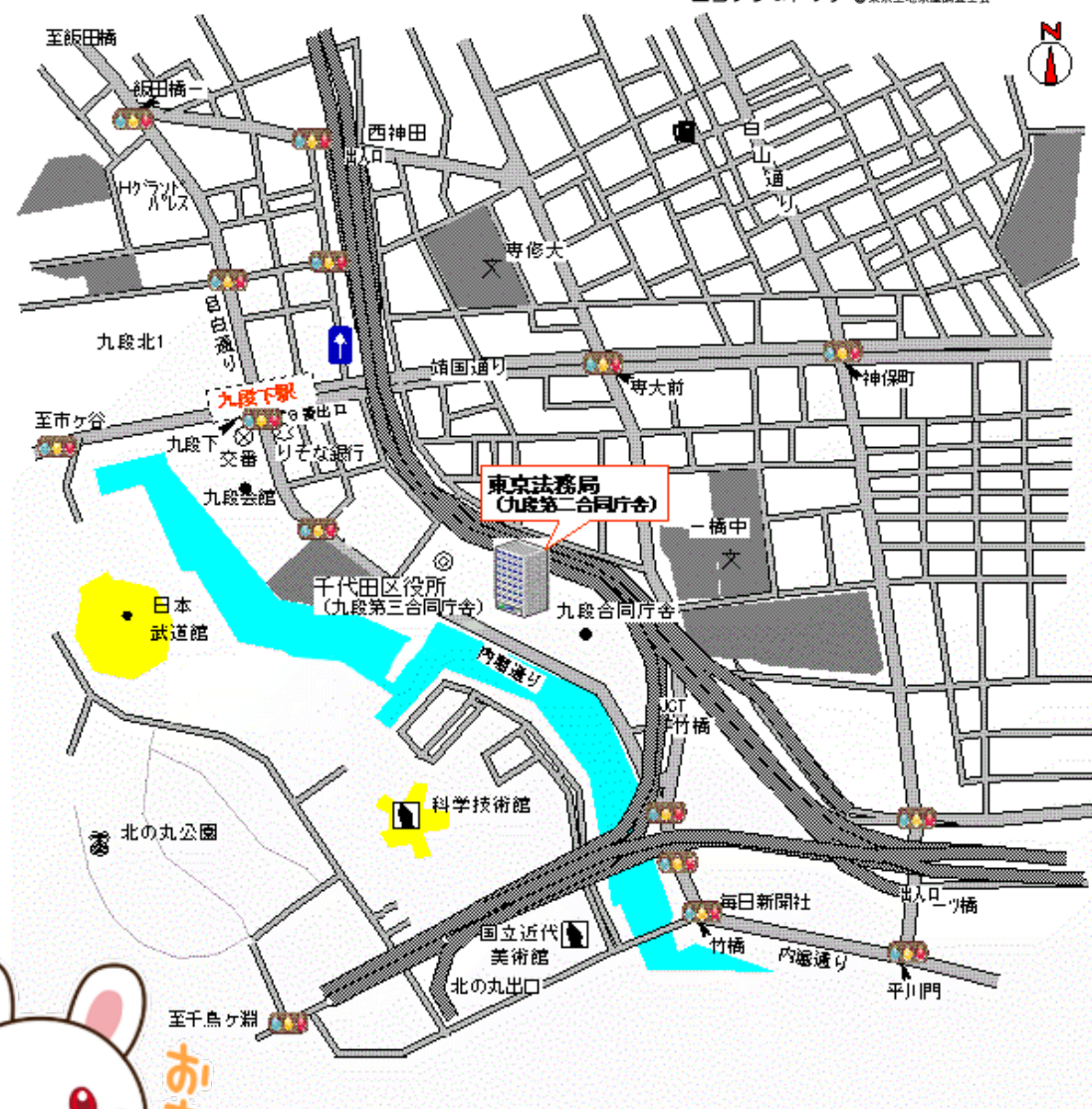
※相談時間は1回20分以内です。

◎10月及び2月は、「一斉「相続・遺言」説明会&相談会」にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】

○東京法務局民事行政部調査官室

☎03-5213-1319



しほたん©東京司法書士会

三者連携相続登記支援室

令和8年9月版

相 談 例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？



『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで良いの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？